## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 3月28日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 3月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		使用済燃料貯蔵プール底部調査において、異物(針金らしきもの2個、板状のもの1個)が認められたため、当該異物を回収し、混入した原因について調査。	GⅢ	<u>3月28日公表済み</u>

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1		非放射性ドレン移送系復水器ボール捕集器ピットサンプポンプ(B)吐出圧力計元弁において、弁棒の固着による作動不良が認められたため、当該元弁を点検・修理。	GⅢ	
2		タービン建屋1階手洗いシンク排水配管において、排水配管詰まり及びシンクと排水配管接続部に水漏れ(5秒/1滴 非放射性)が認められたため、当該排水配管の清掃及び接続部の点検・修理。	GⅢ	
3		放射性ドレン移送系・使用済樹脂系・濃縮廃液系シーケンスコントローラー盤(1系)において、故障警報及びエラーランプが確認されたため、当該シーケンスコントローラー盤を点検・修理。	GⅢ	